

住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

(証拠の提出)

第1 証拠の提出は郵送によることを妨げない。その期限は陳述の日とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(請求人の陳述)

第2 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

2 監査委員は、請求人が複数の場合、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。

3 陳述は、受理と決定した日以降、遅滞なく行うものとする。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合は、合計で2時間を超えないものとする。

6 陳述人に手話通訳者、介助者が必要なときは、陳述人1名につき1名が入室することができる。

7 陳述人に盲導犬、介助犬、聴導犬が必要なときは入室することができる。

(関係職員の立会い)

第3 請求人の陳述を実施するときは、関係のある区長その他の執行機関もしくは職員(以下「関係職員等」という。)に、立会いの機会を与えるものとする。

2 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。

3 関係職員等の立会いが、請求人の陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、関係職員等の立会いを制限することができる。

(関係職員等の陳述)

第4 監査において、関係職員等の陳述を聴取する。

2 監査委員は、監査対象部等が複数の場合、監査対象部等が選出した代表の関係職員等に陳述を行わせることができる。

3 関係職員等の陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合は、合計で2時間を超えないものとする。

6 請求人の陳述を実施する場合、関係職員等の陳述は、原則として同日に実施するものとする。

(請求人の立会い)

第5 関係職員等の陳述を実施するときは、請求人に立会いの機会を与えるものとする。

2 立会人は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

3 請求人が多数で、請求人全員が立ち会うことができないと認められるときは立会いの人数を制限することができる。

4 請求人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。

5 請求人が、関係職員等の陳述に対する意見を、文書または口頭により述べる機会を認めることができる。

6 請求人の立会いにより、区の行政運営上支障が生じる等の事情が認められるときは、請求人の立会いを制限することができる。

(陳述の中止等)

第6 陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述を中止することができる。

2 立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

第7 陳述は公開とし、傍聴を認めることができる。ただし、監査委員の決定により非公開とすることができる。

2 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は10名とする。ただし、事情により監査委員は、傍聴人の定員の制限及び拡大を図ることができる。

3 傍聴人は、陳述の当日、先着順により受け付けるものとする。

(傍聴の手続)

第8 傍聴人は、監査開始30分前に傍聴券又は傍聴証(以下傍聴券等)という。)の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた傍聴人は、傍聴券に必要事項を記入しなければならない。

3 傍聴証は、報道関係者及び江戸川区職員等で、監査委員が特に必要とする者に交付する。

4 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券等を係員に提示しなければならない。

5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするとき、傍聴券等を係員に返還しなければならない。

(傍聴の禁止)

第9 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない

1 酒気を帯びている者。

2 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者。

3 プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者。

4 はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者。

5 その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者。

(傍聴人の守るべき事項)

第10 傍聴人は監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

1 監査開始後の入退室はしないこと。

2 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

3 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。

4 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

5 喫煙又は飲食をしないこと。

6 陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音とその器具(携帯電話も含む)の持ち込みはしないこと。

7 監査委員の指示に反する行為をしないこと。

8 その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11 監査委員は、傍聴人が次の各号の一に該当するときは、退場を命ずることができる。また、監査委員の指示に従わない場合は、退場させることができる。

1 請求人が陳述を傍聴されることを望まないとき。

2 第10(傍聴人の守るべき事項)の規定に違反したとき。

3 監査委員が陳述の状況から傍聴が相応しくないと認めたとき。

(傍聴の撮影及び録音)

第12 報道機関による陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は監査委員の許可がなければならない。

(傍聴券等の様式)

第13 傍聴券及び傍聴証等の様式は、別表1及び別表2のとおりとする。

(陳述の場所)

第14 監査委員が指定する。

(その他)

第15 この取扱基準に定めのない事項については、監査委員の合議により決定するものとする。

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 附 則 | この取扱基準は、平成十年四月一日から施行する。 |
| 附 則 | この取扱基準は、平成十三年十月十八日から施行する。 |
| 附 則 | (平成15年9月22日付け15監ウ2 - 3第2号監査委員決定) |
| | この取扱基準は、平成十五年九月二十二日から施行する。 |
| 附 則 | この取扱基準は、平成三十年十月二十五日から施行する。 |
| | (平成30年10月25日付け18監起116号監査委員決定) |

No

傍 聴 券

年 月 日

(当日限り有効)

(住所) 区 町 丁目 番 号

(氏名)

江戸川区監査委員

(注)この傍聴券は、傍聴終了後事務局までお返しく下さい。

No

(住所) 区 町 丁目 番 号

(氏名)

(年齢) 歳

(有効年月日) 年 月 日

No

(おもて)

傍 聴 証

江戸川区監査委員

(う ら)

この傍聴証は、傍聴終了後事務局までお返してください。